

埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、高齢期における適切な医療を確保し高齢者の福祉の増進を図るため、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に対し、予算の範囲内において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第96条第1項の規定に基づく埼玉県後期高齢者医療給付費負担金及び同条第2項の規定に基づく埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金を交付する。

2 前項の負担金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この負担金は、広域連合が実施する次の事業を交付の対象とする。

一 埼玉県後期高齢者医療給付費負担金

法第64条、第74条から第78条まで及び第82条から第85条までの規定に基づく給付又は支給（以下「療養の給付等」という。）

二 埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金

法第93条第2項に規定する政令で定めるところにより算定する額以上の高額な医療に関する給付

(交付額の算定方法)

第3条 この負担金の交付額は、次により算出するものとする。

一 埼玉県後期高齢者医療給付費負担金

療養の給付等（法第67条第1項第2号の規定が適用される被保険者に対して行われる療養の給付等を除く。）に要した費用（以下「特定費用以外の費用」という。）の額から、法第58条第1項の規定に基づく損害賠償金の額、法第59条第1項の規定による徴収金の額、同条第3項の規定による返還金及び加算金の額、法第113条において地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3に規定する法律で定める歳入とされた法第59条第1項の規定による徴収金に係る延滞金の額及びその他のその費用のための収入の額の合計額（特定費用以外の費用に係るものに限る。以下「損害賠償金等の額」という。）を控除して得た額の12分の1に相当する額とする。

二 埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金

当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、次に掲げる③の額の合計額に④及び⑤の率の合計を乗じて得た額の4分の1に相当する額とする。

- ① 被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第14条第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき、法第57条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）
- ② 法第58条第1項の規定に基づく損害賠償金の額、法第59条第1項の規定による徴収金の額、同条第3項の規定による返還金及び加算金の額、法第113条において地方自治法第231条の3に規定する法律で定める歳入とされた法第59条第1項の規定による徴収金に係る延滞金の額及びその他その費用のための収入の額の合計額
- ③ ①の額から②の額を控除した額が80万円を超えるものの当該超える部分の額
- ④ ⑦の額の12分の1に相当する額を⑥の額で除して得た率
- ⑤ 法第100条第1項の後期高齢者負担率
- ⑥ 政令第4条第1項に規定する被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額の合計額
- ⑦ 負担対象額（⑥の額から法第67条第1項第2号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額を控除した額）

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、当該年度の4月10日とする。

（変更申請手続）

第5条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第2号の申請書により知事が定める日までに行うものとする。

(記載事項等)

第6条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項を記載した書類は、第2条に定める療養の給付に係る当該年度の歳入歳出予算(見込)書抄本とする。

2 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、様式第3号及び様式第4号のとおりとする。

(概算交付)

第8条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を概算払いの方法により交付するものとする。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、翌年度の6月10日とする。

(額の確定通知書の様式)

第10条 規則第14条に基づく額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(精算交付)

第11条 前条に基づき確定した額は、翌年度の3月31日までに精算交付するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

2 平成20年度においては、第4条に規定する「前年度の3月10日」を「平成20年6月10日」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年2月5日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号

年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金交付申請書

第 年 月 日
年 月 日

埼玉県知事

埼玉県後期高齢者医療広域連合長

下記により、埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金の交付を受けたいので、補助金等の
交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 負担金申請額 金 _____ 円

2 関係書類

- (1) 年度埼玉県後期高齢者医療給付費負担金所要額調書（別紙1）
- (2) 後期高齢者医療給付費支出予定額算出明細書（別紙2）
- (3) 年度埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金所要額調書（別紙3）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本

別紙 1

年度埼玉県後期高齢者医療給付費負担金所要額調書

(単位：円)

	支出予定額 (A)	収入見込額 (B)	差引額 (A - B) (C)	県負担所要額 (D)
1/12				

- (注) 1 A欄には、交付要綱第3条第1号にいう特定費用以外の費用の額に係る支出予定額を記入すること。
 2 B欄には、交付要綱第3条第1号にいう損害賠償金等の額に係る収入見込額を記入すること。
 3 D欄には、C欄の額に県負担割合(1/12)を乗じて得た額を記入すること。(1円未満切捨)

別紙 2

後期高齢者医療給付費支出予定額算出明細書

1 支出予定額

支出予定額	算 出 明 細

2 被保険者数等

	被保険者 (見込) 数	1人当たり 給 付 費
75 歳以上	人	
65 歳以上 75 歳未満		
合 計		円

(注) 1 被保険者（見込）数は、支出予定額算出の基礎となった見込数を記入すること。

2 1人当たり給付費は、支出予定額を被保険者（見込）数で除して得た額を記入すること。

年度埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金所要額調書

(単位：円)

支出予定額（交付要綱第3条第2号①に定める額の合計額）		A	
高額医療費県負担金対象超過額		B	
収入見込額（交付要綱第3条第2号②の合計額）		C	
県費負担金基本額（交付要綱第3条第2号③の額） （交付要綱第3条第2号①の額から②の額を控除した額が 1件80万円を超えるもののうち当該を超える部分の合計額）		D	
県 費 負 担 所 要 額	療養の給付等に要した費用の額 （交付要綱第3条第2号⑥の額）	E	
	負担対象額（交付要綱第3条第2号⑦）	F	
	$1 / 12 \times F \div E$ （交付要綱第3条第2号④）※1	G	
	後期高齢者負担率（交付要綱第3条第2号⑤）※1	H	
	G + H	I	
	D × I	※2	J
	J × 1 / 4	※2	K

Aについては、高額医療費県負担金の対象となる療養に係る費用の額を記入すること。

Bの額については、交付要綱第3条第2号①の額のうち、80万円を超える額の合計額を記入すること。

※1 小数点以下第1位未満は四捨五入すること。

※2 1円未満は切り捨てること。

様式第2号

年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金変更交付申請書

第 年 月 日 号

埼玉県知事

埼玉県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
	〔内訳 負担金既交付決定額	金	円〕
	変更後負担金所要額	金	円〕

2 変更を必要とする理由

3 関係書類

- (1) 年度埼玉県後期高齢者医療給付費負担金所要額調書（別紙1）
- (2) 後期高齢者医療給付費支出予定額算出明細書（別紙2）
- (3) 年度埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金所要額調書（別紙3）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本

様式第3号

年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金交付決定通知書

第 年 月 日 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日 第 号で申請のあった 年度埼玉県後期高齢者
医療給付費等負担金について下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円
うち、埼玉県後期高齢者医療給付費負担金 金 円
埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金 金 円

2 支払方法 概算払い

3 条件

- (1) この負担金は交付目的以外の事業に使用しないこと。
- (2) この事業を中止し又は廃止するとき及び事業内容等を変更する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) この事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告すること。
- (4) この負担金を交付目的以外に使用したときは、負担金の一部もしくは全部を返還させるものとする。

様式第4号

年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金変更交付決定通知書

第 年 月 日 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日 第 号で交付決定した 年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金について、年 月 日 第 号変更交付申請に基づき、決定の内容の一部を下記のとおり変更することに決定したので、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
うち、今回追加(減額)交付決定額 金 円

	交付決定額	今回追加(減額)交付決定額
埼玉県後期高齢者医療給付費負担金	金 円	金 円
埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金	金 円	金 円
計	金 円	金 円

- 2 支払方法 概算払い

3 条件

- (1) この負担金は交付目的以外の事業に使用しないこと。
- (2) この事業を中止し又は廃止するとき及び事業内容等を変更する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) この事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告すること。
- (4) この負担金を交付目的以外に使用したときは、負担金の一部もしくは全部を返還させるものとする。

様式第5号

年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金実績報告書

第 年 月 日
年 月 日

埼玉県知事

埼玉県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記について、補助金等の
交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

- 1 年度埼玉県後期高齢者医療給付費負担金精算書（別紙1）
- 2 年度埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金精算書（別紙2-1）
- 3 年度埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金精算書（過年度調整分）
（別紙2-2）
- 4 歳入歳出決算（見込）書抄本

別紙 1

年度埼玉県後期高齢者医療給付費負担金精算書

	支出額 (A)	収入額 (B)	県負担 基本額 (A - B) (C)	県負担金 所要額 (D)	県負担金 交付決定額 (E)	県負担金 受入額 (F)	県負担金 受入未済額 (G)	県負担金過不足額 (F - D)		県負担金 精算（見込）額 (J)
								超過額 (H)	不足額 (I)	
1/12	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 A欄については、支出額を記入すること。
 2 B欄の額については、以下の「損害賠償金等の状況」の合計欄の額と一致するものであること。
 3 D欄には、C欄の額に県負担割合（1/12）を乗じて得た額を記入すること。（1円未満切捨）

○ 損害賠償金等の状況

区 分	損害賠償金	徴収金	返還金及び加算金	延滞金	その他	計	備考
収入額	円	円	円	円	円	円	

- (注) 「損害賠償金」欄には、法第58条第1項の規定による損害賠償金を、「徴収金」欄には、法第59条第1項の規定による徴収金を、「返還金及び加算金」欄には、法第59条第3項の規定による返還金及び加算金を、「延滞金」欄には、法第113条において地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3に規定する法律で定める歳入とされた法第59条第1項の規定による徴収金に係る延滞金を、「その他」欄には、この事業の実施に伴う収入をそれぞれ記載すること。

年度埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金精算書

支出額 (療養に係る費用) (A)	高額医療費 県負担金 対象超過額 (B)	収入額 (C)	県負担 基本額 (B) - (C) = (D)	県負担金 所要額 (E)	県負担金 所要額 (過年度調整分) (F)	県負担金 所要額 (過年度調整後) (E) - (F) = (G)	県負担金 交付決定額 (H)	県負担金 受入額 (I)	県負担金 受入未済額 (H - I) (J)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

県負担金過不足額 (I - G)		県負担金 精算 (見込) 額 (M)
超過額 (K)	不足額 (L)	
円	円	円

- (注) 1 A欄については、高額医療費負担金の対象となる療養に係る費用の額を記入すること。
 2 B欄の高額医療費県負担金対象超過額とは、交付要綱第3条第2号①の額のうち、80万円を超える額の合計額。
 3 C欄の額については、B欄に記入した額に係る収入とし、以下の「収入の状況」の合計欄の額と一致すること（現年度の支出分）。
 4 E欄には、D欄の額に「県負担所要額算出のための率」のv欄を乗じて得た額に1/4を乗じて得た額を記入すること。（1円未満は切り捨てること）
 5 F欄には、過年度の支出に対する収納を当該年度において調定した場合に、対象となる過年度の精算書により差額を算出し記入すること。

○ 収入の状況（現年度支出分）

区 分	損害賠償金	徴収金	返還金及び加算金	延滞金	その他	計	備考
収入額	円	円	円	円	円	円	

(注) 「損害賠償金」欄には、法第58条第1項の規定による損害賠償金を、「徴収金」欄には、法第59条第1項の規定による徴収金を、「返還金及び加算金」欄には、法第59条第3項の規定による返還金及び加算金を、「延滞金」欄には、法第113条において地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3に規定する法律で定める歳入とされた法第59条第1項の規定による徴収金に係る延滞金を、「その他」欄には、この事業の実施に伴う収入をそれぞれ記載すること。

○ 県負担所要額算出のための率

交付要綱第3条第2号⑥の額 i	交付要綱第3条第2号⑦の額 ii	交付要綱第3条第2号④ 1/12 × ii / i iii	交付要綱第3条第2号⑤ 後期高齢者負担率 iv	iii + iv v
円	円			

- (注) 1 iの欄は、当該年度における一般及び現役並の療養給付費から収入を控除した額とすること。
 2 iiの欄は、別紙1の県負担基本額とすること。（現役並以外の療養給付費）
 3 iiiとvの欄は、小数点以下第11位未満は四捨五入すること。

別紙 2 - 2

年度埼玉県後期高齢者医療高額医療費負担金精算書（過年度調整分）

（単位：円）

年度	支出額 (療養に係る費用) (A)	高額医療費 県負担金 対象超過額 (B)	収入額 (C)	県負担 基本額 (過年度分調定後) (B) - (C) = (D)	県負担金 所要額 (過年度分調定後) (D) × V × 1/4 (E)	県負担金 精算額 (過年度分調定前) (F)	県負担金所要額 (過年度調整分) (F) - (E) = (G)

※過年度分の支出額から調定した収入を控除後、80万円を超えない場合には、高額医療費県負担金の対象とならないので、(A)欄、(B)欄及び(C)欄に計上していた対象額から除いてください。

※(F)欄については、過年度の確定の額を記載すること。

○ 県負担所要額算出のための率

○収入の調定額を控除した結果対象外となった額の合計額
(単位：円)

年度	交付要綱第3条 第2号⑥の額 i	交付要綱第3条 第2号⑦の額 ii	交付要綱第3条 第2号④ 1/12 × ii / i iii	交付要綱第3条 第2号⑤ 後期高齢者負担率 iv	iii + iv v
	円	円			

(A)から控除 した合計額	(B)から控除 した合計額	(C)から控除 した合計額

（単位：円）

県負担金 精算額 (過年度分調定前) (F)欄の合計	県負担所要額 (過年度分調定後) (E)欄の合計	県負担所要額 (過年度調整分) 合計額 (F)欄合計 - (E)欄合計

※(F)欄合計 - (E)欄合計の額を別紙 2 - 1 の県負担所要額（過年度調整分）(F)欄に計上すること。

様式第6-1号

年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金交付額確定通知書

第 年 月 日 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日 第 号で交付(変更交付)決定した 年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金については、年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、交付額を下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回交付額 | 金 | 円 |

様式第6-2号

年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金交付額確定通知書

第 年 月 日 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日 第 号で交付(変更交付)決定した 年度埼玉県後期高齢者医療給付費等負担金については、年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、交付額を下記のとおり確定します。

なお、超過交付額については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)第17条第2項の規定により、年 月 日までに返還することを命じます。

記

1	確定額	金	円
2	既交付決定額	金	円
3	超過額	金	円